

「補助等を受けている団体の役員への就任」の解釈について

【伊勢市議会政治倫理条例】

第3条（4）市から補助金等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。

【伊勢市議会 申し合わせ事項】（参考）

◎議員の政治倫理について

市から報償費等が個人に直接交付され、かつ団体等の執行権を持つ役職（代表・副代表等）への就任はしないことを大前提とし、それ以外については本人の判断に委ねる。

なお、現に役職等に就任中の場合は、諸事情に鑑み、その任期に限り在任を可能とすること。

1. 課題

実態として団体・役員は多種多様であり、各々の解釈が曖昧となっている。

2. 協議が必要な事項

	協議が必要な事項	対応案
(1)	補助金等の「等」は何を指すのか。	補助金、助成金、交付金を指す。 ※活動又は運営に対するものに限る。
(2)	間接的に補助金が交付されている場合は該当しないか。	直接交付されている場合に限る。
(3)	市から補助金等を受けている団体とは何を指すのか。	補助金等を受けている全ての団体を指す。
(4)	役員とは何を指すのか。	会長、副会長、理事長、事務局長 その他役員の名称に関わらず、団体の代表者及び役員会の構成員となっている役員
(5)	新たに議員となった者の取り扱いはどうするか。（議員当選時に該当団体の役員に就任している場合）	辞退の必要が生じる。